

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

会報/市民後見人の会 No. 102

2016年5月15日発行 通巻No.112号

創刊2007年2月27日

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川成年後見センター分室3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～16時の間対応します。)

FAX : 03-6303-8265 (FAX専用 受信は24時間対応できます。)

MAIL : npokouken@gmail.com HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

◆研修会の開催◆

4月16日(土)に、外部講師を招いて会員のレベルアップを目指し、下記のとおり研修会が行われました。新入会員も含め約30名の会員の方たちが熱心に参加し、研修後の質疑応答も活発に行われ、最後に新会員5名の方たちに自己紹介、今後の抱負を述べて頂き、盛況のうちに終了しました。

- 1 弁護士の受任事例の紹介
「ケーススタディ成年後見」
講師・黒澤由紀子弁護士(東京南部法律事務所)
- 2 NPO法人の事例
説明・古賀理事長
- 3 品川区社協との交流会の概要
説明・高原監事



◆会費未納会員へ◆

平成28年度会費(3000円)の未納会員は、5月29日の通常総会までに下記の口座にお振り込みください。未納の場合は議決権がありません。ご注意ください。

みずほ銀行荏原支店 普通口座 1086153 特定非営利活動法人市民後見人の会

◆市民後見人活動を通じて地域の支え合いを◆

NPO 法人 市民後見人の会 前理事長・和久井良一

私はこれまで高齢者の社会問題に、さわやか福祉財団、高齢社会NGO連携協議会、NPO 法人市民後見人の会等の活動を通じて取り組んできました。高齢者自身が地域の支え合い活動に参加し、三世代を含む支え合う仕組みを根付かせることが、私たち自身の生きがいとなります。私たちの子や孫たちが高齢になった時に、そこには心豊かに暮らせる地域社会が待っている、そのような未来を目指して、私たちが市民活動を通じて社会を行政を改革していく、このような活動が私たち自身の喜びになり健康寿命につながります。

厚生労働省の新支援事業に取り組む品川区の生活支援体制の施策は次のようなものです。

- 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活支援ニーズに対応する体制や地域の支え合いづくりが緊急の課題である。
- 支え愛・ほっとステーションの仕組みを生かす。生活支援コーディネーターを全 13 地域センターに配置し、資源開発・ネットワーク化・ニーズとのマッチングを行う。
- 成年後見センターも支援の一環に。

私はさわやか福祉財団と連携し、品川区の地域支え合いの推進に今後も協力していきます。振り返ると、東京家庭裁判所に本会の第一号後見人の申請をした時に、家裁の調査官より「なぜ、NPO が後見人になるのか？」と問われ、「個人の尊厳ある暮らしを支える、住民同士が支え合う安心な福祉のまちづくりの一環、シニアの社会参加」と応えました。また、厚生労働省が老人福祉法第 32 条に、2 項として市民後見人について初めて明記した背景には、市民後見を行う数はまだ少ないが各地の NPO 法人の活動実績が寄与しました。勿論、当会の活動は広く評価されています。

厚生労働省は、数年内に認知症者が 800 万人、65 歳以上の 6 人に 1 人が認知症になる時代が来ると発表しています。成年後見人の重要性は増し、専門職の限界を考慮すれば、市民後見人の出番です。ただし、堅実な活動内容と受任件数が評価の基準になります。

NPO 法人市民後見人の会は、理事長とともに品川区民が安心して暮らせる支え合い活動を達成してほしい。また、本会が成年後見制度が全国に大きく普及する起点になってほしい。最後に、地域活動には女性の力は必須条件です。



今月 29 日（日）は、年に 1 回の通常総会です。総会終了後に会員相互の親睦を図るため茶話会を行います。多くの方たちの参加を希望します。 (文責 金城 清)